

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第160号）

### 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第213号）

平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- ア 地下水シミュレーションの範囲を決定した根拠
- イ 地下水シミュレーションの解析方法の詳細
- ウ 地下水シミュレーションの解析の計算に用いる各種パラメータの確認結果
- エ 地下水シミュレーションの解析の計算の際の入力データ
- オ 地下水シミュレーションの解析後の出力データ
- カ 地下水シミュレーションの解析方法の内容の説明
- キ 平均透水係数の算出根拠
- ク 垂直方向の透水係数を水平方向の10分の1とした根拠
- ケ 地下水シミュレーションにおける地盤構造の評価に関する昭和53年以前の河川改修工事の写真等の取扱

### 2 本件公開請求に対する処分の内容

#### （1）特定公文書

- ア 本件報告書の85ページ
- イ 地下水シミュレーションについて追加説明資料（以下「追加資料」という。）の1～4ページ
- ウ 追加資料の各種パラメータに関連する各ページ
- エ 追加資料の93ページ
- オ 追加資料の108～114ページ及び116～119ページ
- カ 追加資料の20ページ
- キ 本件報告書の87ページ
- ク 本件報告書の88ページ
- ケ 本件報告書の23～33ページ

#### （2）決定の内容

公開決定

### 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

### 4 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

### 5 異議申立て等の経緯

- |                   |       |               |    |
|-------------------|-------|---------------|----|
| （1）H24. 1. 19, 30 | 公開請求  | （4）H25. 1. 7  | 諮問 |
| （2）H24. 9. 20     | 公開決定  | （5）H27. 1. 28 | 答申 |
| （3）H24. 11. 20    | 異議申立て |               |    |

### 6 諮問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書について、全部公開とした決定については、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第 11 条 第 1 項 (全部公開)	異議申立人は、本件異議申立てにおいて、いずれも、本件公文書の記載が本件業務委託を遂行する上で必要であると考え内容に対応していないので、記載の根拠となった文書が本件公文書以外に存在するはずであると主張しているものと認められるものの、実施機関は本件公文書以外に作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対して本件公文書を特定し公開した決定は、不合理とはいえない。

7 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第160号

# 答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号9に関する内容を記載した文書の公開請求に対して、別表1の2欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関して、平成24年1月19日に別表1の1欄に掲げる項目番号1に関する内容を記載した文書について、同月30日に同項目番号2から同項目番号9に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年9月12日まで受付を保留し、同日付で受付して、同月20日に、本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

まず、別表1の1欄に掲げる項目番号5については、特段の意見は述べていない。

#### (1) 同項目番号1について

本件報告書の計算範囲は、「河川改修範囲の上流端である雪見橋～河川水位と地下水位が均衡している下菊橋と左右岸の段丘までを想定」とされているが、犀川の水利状態を

把握するためには、大桑橋付近を上流端とし、下流端は河床切下げによる地下水位の低下を考慮して犀川大橋付近までとする必要がある。計算範囲は明らかに不足しているため、このような計算範囲を決定した根拠を記載した文書は存在するはずである。

(2) 同項目番号2について

本件報告書には、地下水解析に係る計算方法について、差分法を用いた数値解析と記載されているが、その解析方法の詳細は記載されておらず、公開された本件公文書にも記載はない。本件報告書の検収時には解析方法についても検査されているはずであり、詳細を記載した文書は存在するはずである。

(3) 同項目番号3について

公開された本件公文書には、具体的な内容は全く記載されておらず、ほかに内容を記載した文書は存在するはずである。

(4) 同項目番号4について

公開された本件公文書に記載されているデータは、入力データから作成されたデータであり、本件公開請求は、本来の入力データを請求するものであるため、ほかに文書は存在するはずである。

(5) 同項目番号6について

公開された本件公文書には、具体的な内容は全く記載されておらず、ほかに文書は存在するはずである。

(6) 同項目番号7について

本件報告書では、各孔における特定の深度範囲区間の透水試験結果をその孔の代表透水係数としているが、これでは平均透水係数としては採用できないため、ほかに当該係数の算定に関する文書は存在するはずである。

(7) 同項目番号8について

本件公文書には一般論が記載されているにすぎないため、具体的に解析した文書は存在するはずである。

(8) 同項目番号9について

本件公文書では、ボーリングの資料を繋いだだけのデータであり、ほかに過去の改修時における地下水位低下について検討した文書は存在するはずである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求は、平成24年1月19日付け及び同月30日付けで異議申立人から請求があったもので、実施機関では、1月19日の請求の際に請求内容を確認し、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案したところ、了解を得た。また、同月30日付けの請求分についても、内容的に連続していたため、同様の対応をしたい旨連絡し、了解を得た。

その後、異議申立人に適宜連絡し、3回にわたって情報提供及び口頭説明を行い、同年3月28日に、電子申請システム上で本件公開請求の取下げを行うよう依頼し、異議申立

人の了解を得た。それ以後も、異議申立人の求めに応じ、3回にわたり情報提供及び口頭説明を行った。

しかしながら、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付け20日に決定を行った。

- 2 本件公開請求の内容に対応する文書は、特定した公文書が全てであり、これ以外に本件公開請求に対応する異議申立人が求める根拠等を記載した公文書は作成していない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号9に関する内容を記載した文書である。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、いずれも、本件公文書の記載が本件業務委託を遂行する上で必要であると考え内容に対応していないので、記載の根拠となった文書が本件公文書以外に存在するはずであると主張しているものと認められるものの、実施機関は本件公文書以外に作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対して本件公文書を特定し公開した決定は、不合理とはいえない。

### 4 付言

本件公開請求の受付について、実施機関は、平成24年1月19日付けの公開請求の際に、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案して了解を得たと判断し、その後、情報提供等を行ったが、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付けたと述べている。

今後、請求の取下げ等の了解事項については、文書による確認や所定の手続きを求めるなど適切に対応されたい。

### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表1

1 項目番号	2 特定公文書	3 到達日
1	地下水シミュレーションの範囲を決定した根拠を記載した文書	本件報告書の85ページ 平成24年 1月19日
2	地下水シミュレーションの解析方法の詳細を記載した文書	地下水シミュレーションについて追加説明資料(以下追加資料という。)1~4ページ 平成24年 1月30日
3	地下水シミュレーションの解析の計算に用いる各種パラメータの確認結果を記載した文書	追加資料の各種パラメータに関連する各ページ 平成24年 1月30日
4	地下水シミュレーションの解析の計算の際の入力データを記載した文書	追加資料の93ページ 平成24年 1月30日
5	地下水シミュレーションの解析後の出力データを記載した文書	追加資料の108~114ページ及び116~119ページ 平成24年 1月30日
6	地下水シミュレーションの解析方法の内容の説明を記載した文書	追加説明資料の20ページ 平成24年 1月30日
7	平均透水係数の算出根拠を記載した文書	本件報告書の87ページ 平成24年 1月30日
8	垂直方向の透水係数を水平方向の10分の1とした根拠を記載した文書	本件報告書の88ページ 平成24年 1月30日
9	地下水シミュレーションにおける地盤構造の評価に関する昭和53年以前の河川改修工事の写真等の取扱いを記載した文書	本件報告書の23~33ページ 平成24年 1月30日

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 3 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関 (土木部県央土木総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 11 月 21 日 (第 2 4 5 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 2 5 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 2 5 7 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 12 月 25 日 (第 2 5 8 回審査会)	○事案の審議を行った。